

株式無償割当てと 株式の分割の対比

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 10

【要約】

今年6月29日に「会社法」が成立し、7月26日に公布された。

この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

会社法では、「株式の分割」の制度に加えて、「株式無償割当て」という制度が規定されている。

ここでは、両制度の相違点などを表形式で提示する。

1. 「株式無償割当て」制度の創設

会社法では、「**株式無償割当て**」（会社法185条）という制度が創設された。

またこれとは別に「**株式の分割**」（会社法183条）という制度が、会社法に存在する。

両制度は、株主がなんら払込みをしなくても、手持ちの株式が増えるという点では、同じとも言える。

しかしながら、会社法においては、「株式無償割当て」と「株式の分割」とは別の制度として整理されている^{(注1)(注2)}。

そこで、両制度の対比を表形式で提示する。

(注1)この点に関する法務省立案担当官による書籍等としては、例えば、次のものがある。

<書籍>

・相澤哲（法務省大臣官房参事官）編著「一問一答 新・会社法」（2005年、株式会社商事法務）の79～80ページ

<雑誌記事>

・相澤哲（法務省大臣官房参事官）他著「新会社法の解説(5)『株式（株式の併合等・単元株式数・募集株式の発行等・株券・雑則）』」（旬刊商事法務 No.1741〔2005.9.5〕の15～31ページ〔特に16～17ページ〕）

(注2)この点に関しては、次のレポートも参照。

・「新生『会社法』の気になる用語Q&A(2) ～『無償割当て』、『募集株式』、『株券発行会社』」（横山淳、2005.7.29作成）



2. 「株式無償割当て」と「株式の分割」の対比

	株式無償割当て	株式の分割
定義	株主（当該株式の発行株式会社を除く）に対して、その有する株式の数に応じて一定の割合により、新たに払込みをさせないで、株式の発行又は自己株式の交付をすること	ある種類の株式につき、一定の割合において一律にその数を増加させること
決議機関	取締役会設置会社 取締役会 取締役会を設置しない会社 株主総会	取締役会設置会社 取締役会 取締役会を設置しない会社 株主総会
根拠条文	会社法 185 条	会社法 183 条
株主が取得する株式の種類 【相違点 1】	同一種類の株式 又は 異なる種類の株式	同一種類の株式
発行会社が保有する自己株式に対する取扱い (他の株主と同じ取扱いがなされるのか) 【相違点 2】	保有自己株式には割当てなし (他の株主と異なる取扱い)	保有自己株式も増加 (他の株主と同じ取扱い)
発行会社が保有する自己株式を交付できるか 【相違点 3】	交付できる	交付できない
発行可能株式総数（授権枠）による制約、及び、会社法上の特別の対応策 【相違点 4】	制約あり (会社法上の特別の対応策なし)	制約あり ただし、特別の対応策が会社法上用意されている。具体的には、一種類の株式のみしか発行していない場合には、株主総会の決議なく、株式の分割の割合の範囲内で発行可能株式総数（授権枠）を増加することができる（会社法 184 条 2 項）

(出所) 大和総研制度調査部作成